

# 徳山鳴鳳館の創設について

兼 重 宗 和

はじめに

藩学は、江戸時代から学制頒布以前に、藩主が藩士およびその子弟を教育するために藩費をもって設立・経営した学校で、武士の教育機関として重要な地位を占めた。諸藩、特に徳山藩等の外様大名においては、ひそかに自衛戦力を維持するため兵学等に力をそそぐ必要があった。そのために各藩は武芸稽古場・兵学教場を直營し、それが後に学校の組織にまで発展した。また、貧窮打開・藩富開発など藩みずからの必要からも創設された。

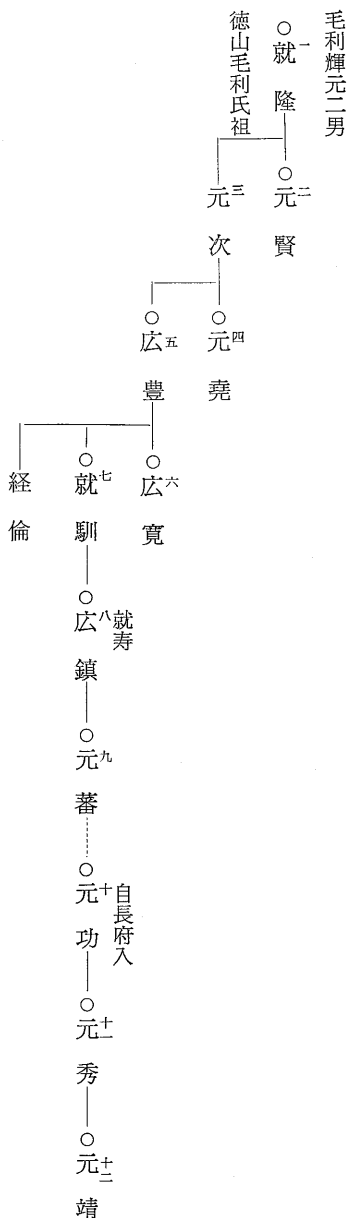
本稿では、徳山藩の藩学鳴鳳館がどのような過程を経て、またどのような目的で創設されたかを論じたい。

## 一、藩学設立以前

徳山藩主毛利氏は萩藩主毛利氏の支族で、その創設は元和三年（一六一七）輝元の次男就隆に周防国都濃郡・熊毛郡のうち二十九村、高三万四千四百七十三石を分知された<sup>1)</sup>ことに始まる。その後、寛永二年（一六二五）の熊野検地では禄高四万十石とされたが、寛永十一年に至り四万五千石と定められ<sup>2)</sup>、さらに慶安四年（一六五一）の検地では五万四百七十五石余りを算している。

初代藩主就隆は、寛永八年都濃郡下松に邸宅を設け、さらに慶安元年になり居邸を野上村に移し、同三年の落成とともに地名を徳山と称した。  
 徳山藩毛利氏の系図は左の如くである。

△徳山毛利氏系図▽



就隆は、江戸にてその生涯の多くを送ったが、山下数馬隆重当職在任の初年に「家中諸法度定<sup>(3)</sup>」を發布し、その一条に「諸士常々無懈怠、文武可相嗜事、附分限相当武具馬具人柄可相嗜候、但折々組頭共可相究事<sup>(4)</sup>」と諸士に文武の奨励をしている。即ち、就隆は元和八年から寛永十五年までの十数年間の江戸滞在中に文武の修行をつみ、特に馬術にたけ將軍の上覧があつたと伝え<sup>(5)</sup>、斯くしたことが諸士に対する文武の、特に武道の奨励を命ずる右の一条を加える礎となつたといえよう。また、就隆は父輝元の慈愛を一身にうけ、それとともに栗屋肥前の教育的影響を多大に受けたことは言うまでもない。

延宝七年（一六七九）八月、就隆は江戸三田の藩邸で卒し、よって同年九月当時十歳の元賢が家督を相続した。元賢は、貞享四年（一六八六）六月に初めて徳山に帰ったが、翌元禄元年四月江戸に参覲し、同三年五月に江戸三田の藩邸で卒した。元賢が徳山にて藩政をとったのは一年間という短期であるが、貞享四年十二月に射的の稽古場を設け、さらに大野八之丞の兵法を講じさせ<sup>6)</sup>、また桜馬場で中座以上のものに馬二十一疋をもって馬術を習わせるなど文武の奨励をおこなっている<sup>6)</sup>。

即ち、初代就隆二代元賢の藩主期は、主として武芸を中心に発展した時期といえる。

三代元次は襲封とともに元禄四年十月「家中諸法度」を頒布した。その一条に「文道武芸を心掛、忠孝を心掛、旗本諸士に対し定めた「忠孝をばげまし礼法正しく、常に文道武芸と心掛、義理を専とし、風俗を乱す可らざる事」なる条文に基づいたと考えられる。更に、宗藩綱広の万治制法の「諸士は常に文を学ひ武を翫ひ、忠孝の道に志し仮初も礼法を乱さず、義理を専として公義をうやまひ法度を守り、其役々に怠るへからず<sup>6)</sup>（下略）」なる条文も参考としたであろう。

元次は、好学の大名で、平素読書をする所を棲息堂と称し、また東堂廓に蔵書三万余巻を有す書庫を設けた。元次は伊藤仁齋の学を尊び、京都で仁齋の子伊藤東涯・弟の蘭嶋に師事する一方、東涯に命じ宝永四年六月に五人扶持に給に仁齋の推賞した漢の桓寛撰『塩鉄論』十二巻を校訂出版させた。元次はこの二人を宝永四年六月に五人扶持に給し優待するとともに、徳山に来た東涯に『棲息堂坐右箴』を作らせた。また、書は佐々木玄龍に師事した。

元禄十六年（一七〇三）に元次は、岩国藩儒宇都宮遜庵を招き、『棲息堂記』・松屋十八景の詩などを作らせた。このように、元次は自らも学問を学ぶと同時に、家臣の育成にも努めた。即ち、元禄十三年九月に家臣の藤井五郎右衛門を学費一年銀八百匁（書籍借料等は外に支給された）をもって京都に遊学させ、また同十七年には長沼

常庵（玄珍）を遊学させた。常庵は医術を修めるとともに、仁齋に師事し文学も学んだ。常庵への貸与銀は一貫八百匁であった。続いて宝永三年四月に水津寿仙を遊学させた<sup>90</sup>。

元次は詩歌に長じ『徳山雑吟』を作り、また家臣龜谷小兵衛に補助金を与え『授時曆諺解』を刊行させた。その他に『遠石記』や『徳山府記』、『徳山名勝』等が作られた。

即ち、徳山藩の文学の興隆は、元次による仁齋の古学派（仁齋学派）の導入により道が開かれた。その背景には綱吉の文学奨励が多大な影響を与えたことは言うまでもない。一方、武芸については元禄六年十一月に兵法・槍術、また同七年二月に本多流槍術などをとりいれ家臣に奨励している<sup>91</sup>。しかし、教育的組織運営までにはいたらなかった。

正徳五年（一七一五）の万役山事件に端を発し、ついに幕府は徳山藩を改易した。しかし、萩藩主吉元や徳山藩士等の幕府への藩再興の嘆願がみのり、ついに享保四年元次の嫡子元堯に徳山藩の旧領が還付された。元堯は、改易によって荒廢した城下の整備や藩の政務におわれ、一応の整備をみたものの参勤中に痘瘡にかかり、襲封三年にして亡った。

よって元次の二男広豊が藩主となった。広豊は、侍講に国富鳳山をもちいた。鳳山は壮年江戸に赴き、服部南郭の門にいり三年間研修のち帰藩し、藩主の侍講をする一方、「当時学校ノ設ナク僅カニ有志者ノ乞ヒニ応ジ自宅教授<sup>92</sup>」の家塾を開き、藩主子弟の教授をした。

宗藩ではすでに享保四年に明倫館が開設され、山県周南が二代学頭になり（元文二年から寛延元年まで在職）朱子学から古文辞学にとってかわり、当時の学風を風靡した。しかし、徳山藩においては古文辞学派の国富鳳山が藩儒在職後の宝暦年間によく普及しはじめた。即ち、宗藩が古文辞学をとったことにならない、徳山藩においても藩主広豊自らも古文辞学を学んだ。



広豊の藩主期は、朱子学から古文辞学へ移行した時期で、学派上の一大変革といえる。

『徳山市史』上によると、「鳳山がはじめて儒学を講じたころは、一般に朱子学が盛んで、荻生徂徠の唱道した古文辞学、すなわちいわゆる徂徠学について知るものはまれであった。しかし岩国では遯庵の子宇都宮圭齋や、朝枝毅齋が京都に学び、そのころようやく流行を見た古文辞学にふれ、その影響は次第に岩国から徳山に及んだ。鳳山もこれに傾注し、世人の好悪や反対を意とせず、苦学力行して古文辞学を祖述した<sup>(4)</sup>」と古文辞学の徳山藩への導入を記載している。しかし、圭齋は岩国藩主吉川広達<sup>(5)</sup>の命により伊藤仁齋の堀川塾で古義学を学び、また毅齋も圭齋について学んだのち京都で仁齋の長子東涯について古義学を修めている。即ち、古学の中でも古義学は岩国に早く導入された。徂徠の古文辞学は、仁齋の古義学に相反して唱えられたものである。岩国藩の儒者は、古義学を学んでおり、古文辞学を修めたのではない。よって古文辞学が岩国から徳山へ及んだとするには問題がある。つまり、広豊が藩主の時期宗藩明倫館において、徂徠学派の儒者山根周南・津田東陽・山根華等により古文辞学が盛行しており、徳山藩においても宗藩の影響を受け国富鳳山が江戸にて古文辞学を修めたと考えてよからう。宝暦年間広豊が鳳山を侍講に選んだ理由に、宗藩六代藩主宗広七代重就とも古文辞学を修めており、この影響が多であつたらう。徳山藩が古文辞学を採用したのは宗藩に次ぎ早く、吉川・清末毛利氏より先んじていた。

延享元年（一七四四）七月、次の訓令が出された。

覚

一 御家中大小之面々武芸無怠稽古可申候旨、追々御沙汰有之候得共、出精無之様相聞江候、弥稽古無怠出精可申候、此度稽古場被仰付候間、心掛之面々師範之者江申談稽古可有之候

但稽古場出来迄ハ御客屋之内当分御貸被成候

右之通被仰出候、已上

延享元年甲子七月十二日<sup>60)</sup>

これまで貞享四年十二月に桜馬場に射的場を設け、同時に兵法も講じていたが、享保五年これを増設し、元禄六年十一月より家臣に兵法・槍術を学ばせた。しかし、教育的組織までには至らなかった。しかもその出席は相変らずかんばんしかなかった。しかるに、前述の如き武芸奨励の通達を出し、御客屋で武芸を学ばせた。

また、同日次の訓令も出された。

覚

黒川十右衛門 岡部伊右衛門

近藤 繁藏 岡部 六七

御家中大小身不限剣術槍術稽古候様ニ場所被仰付候、心掛之面々師範可被申候、稽古場出来迄ハ御客屋之内ニテ当分稽古場御貸可被成候間、早々稽古初可被申候

一 繁藏義ハ兵学モ心掛面々へ伝可被申候

但稽古日相定猥無之様弟子申談可有之候、稽古出席之弟子可致帳面名前相認メ、尤出席ノ順帳面記、翌日御屋敷詰之御目付役迄帳面度々差出可有候

延享元年甲子七月十二日<sup>61)</sup>

これにより、稽古日が定められ、出席帳に記載し、御屋敷詰めの日付に提出されることとなった。ここに於てはじめて教育的組織をみる事ができる。

延享元年九月、蔵本の東隣屋敷に稽古場が完成した。槍・太刀や軍学等の稽古学習は同月十六日より開始された。新陰流剣術に黒川十右衛門、法藏院十文字槍術に岡部伊右衛門、一刀流剣術及び北越流軍学は近藤繁藏、無方法槍術に岡部六七が指導にあたった。また同年十月に小笠流礼法に先山武右衛門があてられた。

以上の如く、藩主広豊は国富鳳山を採用し、さらに武芸稽古場を設ける等、文武共に奨励した。しかもそれらは教育的組織をとまなうものであった。

△註▽

- (1) 徳山市史編纂委員会編纂『徳山市史史料』中（昭和四十三年刊）四四四頁。
- (2) 『新訂増補国史大系』四一 三三四頁。『日本史料選書』六七八頁。慶安・承応の頃発布された。
- (3) 「当家御制法」。前掲『徳山市史史料』中 三頁所収。
- (4) 「徳山藩史稿」。前掲『徳山市史史料』下 二一五頁所収。
- (5) 註(5)同。『徳山市史史料』下 二二二頁所収。
- (6) 註(5)同。
- (7) 前掲『徳山市史史料』中 一七頁。
- (8) 山口県文書館編『山口県史料』近世編法制上（昭和五十一年刊）四七頁。
- (9) 註(5)同。『徳山市史史料』下 二〇九頁所収。
- (10) 註(6)同。
- (11) 註(5)同。『徳山市史史料』下 二〇九頁所収。
- (12) 徳山市史編纂委員会編『徳山市史』上（昭和三十一年刊）四六二頁。
- (13) 註(5)同。『徳山市史史料』下 二二三頁所収。
- (14) 註(5)同。
- (15) 註(14)同。

## 二、徳山鳴鳳館の創設

明和元年（一七六四）四月、江戸麻布の藩邸で六代藩主広寛が卒し、広豊の十男就馴が徳山藩を襲封した。就馴はこれより天保八年（一八三七）迄の三四年間にわたり藩政をとり、殊に家老奈古屋藏人を重用し庶政に功績をあ



げた。

これまで学校の建築について本城紫巖・役藍泉・青木葵園ら古文辞を修めた学者より申し出もあつたが、その実現をみなかった。天明五年に至り、藩主就馴は父祖の志、さらに教授所勤務の長沼采石の申し出もあり、文武を教授する学校創設の必要を認め、奈古屋藏人を中心に粟鞆負・福岡五郎兵衛・栗屋亘らに命じ学館建設にとりかからせた。学館の位置は、広豊が延享元年（一七四四）に勢屯丁東詰角北向屋敷（蔵本の東隣）に設けた武芸稽古場と決まり、それを増改築することとなった。

天明五年二月二四日、専任の教授役に本城紫巖・役藍泉（教学院の法務を兼務）が命じられ、三人扶持に給された。また武芸では、無方流剣術に玉井嘉兵衛、北越流兵学及び一刀流剣術に棟居風齋が指南役に命じられ、玉井嘉兵衛に金二百疋、棟居風齋に金五百疋が給付された。小笠流礼法は先山伝兵衛に命じられ、一人扶持に給された<sup>(1)</sup>。

文学教授役に対し勤務上の基本的な心得として左記の達がなされた。

覚

文学教授役

右此度稽古場旧制増補普請被仰付候ニ付、成就之上彼場所被差出御家来中へ文学教授被仰付、右ニ付心附之儀別紙被仰出候

一 稽古場一円支配被仰付候間、火用心ハ不及申掃除等ニ至迄常々手堅可被申附候事

附り、組付式人荒任子壱人附置候

一 役中稽古場定居ニも可被仰付候得共先無其儀候間、定居之心得を以日勤可有之候、然は終日詰切候儀も有之弁当持参候節迎も稽古場内は禁酒勿論ニ候事

九

一 御居間御書藏之内教授役入用之書籍拜見可被付候間、時々御書物預り役江及乞合拜借可有之候事  
一会日面着帳二ヶ月限りニ御藏本江可被差出候事

右之通可被相心得候、已上

巳二月廿四日<sup>5)</sup>

即ち、稽古場の増補普請および完成後の家来等の文学教授が命じられ、また稽古場全体の支配や火の用心・掃除等にいたるまで日々注意し、そのために組付二人と荒仕子一人を配置すると達せられた。さらに稽古場に定居の心得をもち毎日出勤し、終日勤務にて弁当持参の時においても飲酒は禁ず。御居間の蔵書は必要あれば拜見を許可するが、貸りる場合は御書物預り役に申し出ること。出欠帳は二ヶ月毎に御藏本へ提出する等、勤務上の心得が申し渡された。

また、次の命もあった。

覚

文学教授役

一 講釈会就詩文会は勿論都而之学制遂吟味近々書附可被申出候、尤開館日限之儀は追而沙汰可有之候事  
一 御居間御書藏御書物之内稽古場什書ニ被仰付候品も有之候間、御書物預り役江合之上受取方可有之候事  
一 開館当日積菜并養老之礼式省略ニ而被仰付候間、其式法被相考是亦近々書附可被申出候事

二月廿四日<sup>6)</sup>

本城紫巖・役藍泉両教授役に開校とともに必要となる講釈・会説・詩文会など全ての学制を立案し、また開館当日略式で積菜・養老の礼式を行うのでその式法も近日中に提出するよう命じた。また御居間の蔵書のうち、稽古場に備えつける書物を譲渡するので御書物預役に申し出て受取ることと、書物の充実も図られた。

稽古場における教育の方針は次の如く示された。

条々

一 聖賢之教を相守万事正しく教授方無怠慢様可相心得事

一 忠孝を本とし礼儀廉恥を令弁知身持覚悟宜しく、夫々器を成し御用ニ相立候様従学之輩相導可申事

一 従学之輩都而勤惰を相糺し至歳末可申出事

右之通被仰出候条此旨堅可被相守者也

天明五乙巳年二月 奈 藏人(印判)

就在江戸不能判形 富 要人

右同断 栗 鞞負

福 五郎兵衛(同)

栗 亘(同)

文学教授役中<sup>(4)</sup>

教授役に示された教育方針は、(一)聖賢の教を守り怠りなく教授すること、(二)学生に忠孝・礼儀と文学の器量を身につけさせ、藩に役立つ人物を育成すること、(三)学生の出欠を歳末に提出することの三点であった。即ち、教授役は、知行合一とともに教育に対する熱心さと必要とした。さらに教育目的の一つとして、学生に儒教思想よりくる忠孝・礼儀を身につけさせ、教育を受けた子弟が各々才智を得て、藩のために役立つよう指導するよう命じた。その方法として、学館への出席を重視し、学習効果をあげることが目指した。

諸芸師範に対しても文学教授役とほぼ同一の心得が申し渡された。即ち、(一)子弟等多く集まるので特に火の用心を怠らないこと、(二)稽古場内では禁酒のこと、(三)稽古の道具は物により渡す、(四)出欠帳はこれまで目付方に提出し

ていたが、今後は二ヶ月毎に御藏本へ差出すこととなった<sup>6)</sup>。

また、教育方針として、(一)先師之教を相守諸作法正しく所嗜之芸術指南方無怠慢様可相心得事、(二)礼儀を乱さず風俗を整へ芸術励之志厚ク令鍛練、御用ニ相立候様門弟之輩相導可申事、(三)門弟之輩都而勤惰を相糺し至歳末可申出事<sup>6)</sup>と、奈古屋藏人ら五名の連署をもって諸芸師範に申し付けられた。

学問教授役および諸芸師範両者共通した教育方針が示された。特に(二)について、文武両道の修練をとおして仁義の徳を会得できるとする儒教精神の中核とも言える道徳的人間形成が、教育の基本方針・目標であった。全国各藩においてほぼ共通の理念として、文武両道を修練し、学問や武芸の末節にとらわれぬ人格的にすぐれたしかも藩に有用な人材を育成することが、治道の立場から意図されていた。

徳山藩において前記の通達がなされた背景には、これまで再三文武奨励がおこなわれたがその功を十分みなかつたこと、また文武稽古場が新しく建築されることに要因がある。これは次の史料からも窺える。

覚

御家来之面々常ニ文を学ひ武を励み其外芸術心懸万事可相嗜之旨御代々就被仰出候、其旨相守無怠慢出精可仕事ニ候、然処累年弥増困窮之時節ニ成行候得は、不任心底筋も有之自然ニ懈怠仕儀も可有之候得共、就中等閑ニ相心得風俗不宜者も間々有之由被聞召上、彼是御煩慮之御事ニ候、依之延享年中御先々代以御賢慮稽古場御草創之御思召を被為継、芸術倍盛ニ風儀宜成立候様ニと之御思召ニ而、乍御時節柄此度旧制ニ増補し普請被仰付、師範之者江も弥以無怠教授仕候様被仰渡候条、本主之面々当務之暇在役非役を不論嫡子末子ニ至迄稽古場江罷出、礼法を乱さず風俗を正し昼夜無油断諸芸万端相励、家業有之輩は自門之業専相勤本業増隆のためニは他之芸術をも心懸可申候、尤時々諸芸勸業之甲乙評議之上褒貶被仰付猶上達出群之者於有之は格段ニ御賞美可被仰付候事

右之通被仰出事、已上

巳三月廿三日<sup>(5)</sup>

即ち、多くの家来藩士が生活に困窮し、これにも原因して風俗が低下し、よって文武の修練に励むものが少なくなった。これを是正するため就馴は、文武の盛隆と風儀の向上を意図して稽古場の建築にふみきった。そして、在役・非役をとわず嫡子末子にいたるまで稽古場にて文学諸芸に励むことを命じた。この点について、荻生徂徠の説いた出席任意論が抑制され、塞鳩巢や三輪執斎等の主張した出席強制論が優先されたと解される。これは出欠帳が重視されたことから窺える。また一方において、学問は個人的修養であるとともに、藩の財政・経済を打開する基盤として文教政策と経済政策を結びつけた藩政であり、単に家来の風俗是正に止まらなかった。この点においても、藩主就馴の才覚、また重臣奈古屋藏人達の才能を認める必要がある。文武諸芸の発展、子弟等の教育奨励の手段として、成績に甲乙をつけ褒貶をし、特に上達の者には格段に賞美することとなった。

天明五年四月一日、稽古場の一応の完成をみた。よって文学・武芸等全て稽古場で修行することになった。そして、従学の士に対し次の通達がなされた。座席の順序は格式分限年齢に応じ列座すること。素読段階の若輩は毎朝出席し学習すること。十五才以上の者は修業の諸芸師範名を十五日迄に提出すること。但し、四十才以上の者は師範より名前年齢を申し出ること。武芸の修業は各藩とも十五才、早くて十二・三才より始めている。これは「番衆狂歌」に「十五歳前の武術は無益なり。腕がよはくて術も叶はず<sup>(6)</sup>」とある如く、身体的成長面から十五才以上であれば教育効果をあげることができるとの見識からなされた。

以上の如く入学に対する心得を示した。

同年五月一日、課業日割の通達がなされた。諸芸の稽古日は次の如くである。

覚

一六之日 十文字 岡部権右衛門

二七之日 無方流鎗 玉井嘉兵衛

三八之日 一刀流劍術 棟居風齋

四九之日 無方流劍術 玉井嘉兵衛

五之日 小笠原礼 先山伝兵衛

五之日 北越流兵学 棟居風齋

右五月朔日ニ被差出候事<sup>⑨</sup>

了た。 武術四種に礼法・兵学が教授され、その師範として岡部権右衛門、玉井嘉兵衛、棟居風齋、先山伝兵衛が指名された。

また、文学課業は次の如く定められた。

毎月課業定

一素読

(別紙)六人申談毎朝当分先四人宛  
出勤可然事

右毎朝

一講釈十五席

(別紙)教授兩人二席代二講説之事  
但朔日三日は貫治五月七日  
は教学院出勤可然候逐日准之

右隔日二時

但朔日は昼四時方三日は晚八時方始之逐席如是

一 詩会三席 二日即席 十二日兼題 廿二日即席

右二之日 昼四時方始之至暮終

一文会二席 六日即席 廿六日兼題

一 試業一席 十六日

右六之日同前

一会読六席 四之日昼 八之日晚

一 輪講三席 四日 晚 十八日 昼

一 討論三席 廿八日 昼 十四日 晚

右四八之日同前

一 休息 十日廿日晦日

右十之日

一 臨時之休息

正月十二日迄 三月三日

五月五日 七月七日十四日

八月十五日 九月九日

十二月廿日方休

御発駕

兩日

御在着

御停止中

御法事中

已上

右五月朔日ニ被差出候

本城貫治御蔵本において兩人役達之<sup>四</sup>

右は「学校雑録」によるが、比較のため同年五月七日に公布された「鳴鳳館学制」を次に記載する。

毎月肄業

講説十五席 奇日一昼一晚

孝経 論語 大学 中庸 孟子 書経 礼記 詩経 易経 家語

附 絶句解 七才詩 唐詩選 四家集

会説六席 四八日四為昼八為晚

史記 左伝 国語 漢書 国策 蒙求 世説

其它随意大抵要十三家

詩論三席 八日廿八日昼

輪講三席 十四日晚

其書目同講説

詩会三席 二日廿二日即題

五七絶律排律 五七古詩 楽府 選体

文会三席<sup>四</sup> 廿六日宿題



序記碑伝 論説 賛銘 書牘 雜文 訳文  
 試業一席 十六日

記誦試 文章試詩文 博通試 経義姑闕

温読 毎朝

孝経 四子 五経

附 絶句解 七才詩 唐詩選 四家書

独看解疑 毎朝

蒙求 世説 史記 漢書 左伝 国語 国策

休業 十之日

正月自元日至十二日 中元十四日十五日 臘月念後

五節 八朔 諸忌諱 朝觀發輒日及帰館日 皆休業<sup>(4)</sup>

即ち、「鳴鳳館学制」では課業に独看解疑が加えられ、詩会の十二日の兼題が宿題となった。また講釈が講説に、討論が詩論に名称等を変えた。これからすれば、「学校雜録」の一部変更があるものの基本的には両者同一である。

一カ年の課業日数は毎年一月一三日より始まり二月一九日に終り、その間毎月一〇日二〇日三〇日と節句・盆・藩主の発駕在着等を休みとした。これからすると、年間二七〇日足らず鳴鳳館で課業を行ったことになる。これを他藩に比べると課業日数が多いことがわかる。その課業日を学科目にあてた日数を表にすると第一表の如くである。さらにこれらの課業日数を毎月どの日にふりあてたかをみると第二表の如くなる。

第一表 学科目別に規定した毎月課業日

科 目	課業日数 (日)
講 説	15
会 読	6
詩 論	3
輪 講	3
詩 会	3
文 会	3
温 読・独看解疑	27
(試 業)	1
十文字鎗術	6
無方流鎗術	6
一刀流劍術	6
無方流劍術	6
小笠原流礼法	6
北越流兵学	6

これによると武道は毎日行われ、他藩と同様の方式を採っている。文学においては、温読・独看解疑が二七日間と最も多く、次に講説一五日間、会読六日教授された。

「鳴鳳館学制」は、他藩に比べ細部に至り充実しているが多少煩しい。よって翌六月には改訂された。

天明五年五月九日、いよいよ開館にいたった。勢屯東詰北向屋敷に建築された文武稽古場は、文学の方を鳴鳳館、武芸の方を閔武堂と称された。鳴鳳館の名は、亀井南冥が奈古屋藏人を通じ、藩主就馴の委嘱をうけ選り、その出典は詩経の大雅の卷阿の章である。即ち、「國朝野周ニ比シ城山ヲ岐山ニ擬シ雅名岐山鳳凰岐山ニ鳴クノ故事傳」をとって名付けた。鳴鳳館の規模は、萩明倫館と比べると劣るが、蔵書は多く、殆どの書物が備っていたと言われ、この点に鳴鳳館の特色をみいだせる。また、防長両国では明倫館創設に遅れること六六年であるが、これに次ぎ設立が早く、しかも明倫館と同様に文学・武芸の両者を教授する総合教育がなされた点も特色の一つである。

第二表 鳴鳳館(稽古場)における課業日割表

学 科	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合 計	課 業 日		
講 説		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	一五		
会 説					○				○						○				○						○							六			
詩 論										○										○						○							三		
輪 講					○																○												三		
詩 会			○																				○										三		
文 会													○														○						二		
(試 業)																	○																一		
温 読		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二七	
独 看 解 疑		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
十 字 鎗 術		○									○																							六	
無 方 流 鎗 術			○																															六	
一 刀 流 劍 術				○																														六	
無 方 流 劍 術					○																													六	
小 笠 原 流 札 法						○																												六	
北 越 流 兵 学											○																							六	

〈補 注〉

一、講説は一日は昼四時から、三日は晚八時より始まる。  
 二、会説は、四・一四・二四日を昼に、八・一八・二八日を晚に行つた。  
 三、詩論は、四・二四日を晚に、一八日を昼行つた。  
 四、輪講は、四・二四日を晚に、一八日を昼行つた。

一、詩会は、昼四時から暮終まで行つた。  
 二、温読・独看解疑は毎朝行われた。  
 三、小笠原流札法は、五・一五・二五日を昼に、一〇・二〇・三〇日を晚に行つた。  
 四、北越流兵学は、五・一五・二五日の晚と一〇・二〇・三〇日の昼に行われた。

第三表 藩学設立の情勢

地方 年代	関東	奥羽	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	西 暦	年数	比率 $(\frac{\text{年代合計} \times 100}{\text{総合計}(255)})$ (%)
寛文～享		1			1		2	4	1661～1687	27	1.57
元禄～正			2	3		1		6	1688～1715	28	2.35
享保～寛	3	2	2	3	4	2	2	18	1716～1750	35	7.06
宝暦～天	2	7	10	5	9	2	15	50	1751～1788	38	19.61
寛政～文	15	12	15	20	7	7	11	87	1789～1829	41	34.12
天明～天	14	5	16	13			2	50	1830～1867	38	19.61
明治(元～4)	11	3	7	13	1			36	1868～1871	4	14.12
年代不明	4							4			1.57
合 計	49	30	52	57	22	13	32	255	1661～1871	211	100
藩学存否 不明の藩	4	2	5	2	5	3		21			

補註) 本表は石川謙著『日本学校史の研究』263頁の表を参考とし、比率は筆者が加えた。

二〇

石川讓氏は、藩学成立の系譜を次の如く分類している。(一)公開講釈のために設けられた講堂から出立したもので、防長では岩国藩の養老館がこれに属す。(二)儒官の家塾をひき上げて藩学にしたもの。(三)聖堂を建て孔子祭(釈尊)を行う行事から出発して、その祭典に付帯する講釈のために講堂を設け、日ごろそこで素読・講義を教えるようになり、後に藩学となったもの。(四)初めから儒教教育の理念と構想との下に雄大な藩学構造を設計したもので、萩明倫館がこれに含まれる。鳴鳳館は、武道の稽古場が増築され、文武を教授する藩学となったのであるが、系譜として分類すると前述の(四)に含まれる。

藩学設立の状況を年代別にみると第三表のごとくである。この表から、鳴鳳館の創設が含まれる宝暦・天明年間には各藩とも藩学の設立を開始した時期であることが解せる。しかし、天明七年松平定信が老中になり、同年九月の武家諸法度の第一条に「文武忠孝を励し、可禮儀事<sup>9)</sup>」とみられるごとく、積極的な学問奨励が行われ、また天明六年湯島聖堂が火災にあい寛政十二年(一八〇〇)に大々的な復興が行われているが、これら以前に就訓は徳山に藩学を創設しており、藩主の学問・武芸等教育重視の政策が窺える。

就訓は学館の開学にあたり本城紫巖・役藍泉に命じ撰ばせた「鳴鳳館学制」を發布した。その学制によると鳴鳳館の職掌は次の如くである。

## 館中職掌

教授官二人 訓導師若干人 句読師若干人 司典二人 僮僕三人

教授官 館中管轄 官府告請 講説会読 討論判断 詩文点竄 典籍枚合 詩業督課

訓導師 解疑兼句読 其它肄業皆与焉

句読師 句読兼解疑 同上

司典 典籍出納兼解疑句読 同上

僮僕 使令酒掃役

右記職掌概略、其它館中事務輪次相為不必拘焉、要在戮衆力已<sup>69</sup>

教授官二人は、本城紫巖・役藍泉が勤め、館中を管轄するとともに授業を担当し、詩文の添削批評、試験の監督等にあたった。教授の下に訓導師・句読師が若干名置かれ、生徒の句読・解疑等を指導した。司典は典籍の出納をつかさどるとともに教授の助手を兼ね、生徒の解疑・句読を指導した。僮僕は小使であった。

教科目は次の如くであった。

## 教授科目

記誦学 文章学 経義学 博通学

## 右四科学

記誦師訓導句読若干人 文章師教授二人

経義師欽官 博通師教授二人

## 右四科師

記誦試 文章試 経義試姑闕 博通試

右四科試<sup>(6)</sup>

即ち、記誦学・文章学・経義学・博通学の四科が置かれた。記誦学は、まず素読から習い、句読師がそれに関する音義・章句の指導にあたった。その教科書として、孝経・四子・五経が主体となり他に四家傳・七才詩・絶句解・唐詩選が使用された。独看の段階の生徒には、訓導師が指導にあたった。独看の教科書に蒙求・世説・史記・漢書・左伝・国語・国策が用いられた。独看に進むと講説に出席し、意義を学んだ。講説では、孝経・四子・五経が主な教科書として使用され、地に名教要略が用いられた。記誦師には若干名が命じられ、それには句読師と訓導師の別があつた。文章学は賦詩・作文の学問で、文章師の教授二名が個人指導した。賦詩は千首、文は五百題を学習の標準と定めた。詩業の教科書は、七才詩・絶句解・唐詩選が主に使用され、他に品彙・李王集・古今詩刪・扈言・詩教・文選・楚辭が用いられた。文業には四家傳・徂徠集・王李全集・韓柳文集・文体明弁の他に十三家が教科書に用いられた。経義学は、素読を終え文章創作の道に進んだ子弟が対象となつた。即ち、「抽名教而属性行、執道術而驗事實、大馬天下国家、小焉一己言行<sup>(7)</sup>」と、経書から儒教の本質を知り、さらに道徳を学び天下国家の道、自己の言行の道を知り、それを現状にあてはめる知行合一を重んじた学問であつた。経義の本経の教科書に孝経・論語・書経・礼記・家語が、また旁通に詩経・易経・春秋三伝・二礼・二載礼・徂徠二弁・孟荀が使用された。博通学は、四書・五経の経義に通じ、先王の大訓等を知りえた者が対象となつた。この学科は、歴史の変遷を学ぶために歴史学を、また同時に諸学派の同異等を理解するために経書以外の諸子百家を学ばせた。博通学の教科書には、温公通鑑・歴史綱鑑・明紀全裁・廿一史・和史・十八史略・経済録・政談が使用され、これからしてもあらゆる分野に及んで学習させたことが解される。ただ、徳山藩において前述の四科のうち、経義学を知行合一の学科とし、その到達点を博通学に求めたのは一特色と言える。

四科の試験は、次の如くである。まず記誦試は、素読生・独看生とも同様の方式でおこなわれた。即ち、数十人

から百人の生徒を一場にあつめ、四書五經に通じているか否か年により上中下の三班に分け、一班ごとに試験を行った。評価は、音義・章句を誤りなく流暢に読むことができるか否かにより甲・乙・丙・丁の四段階に分けられた。文章試は、記誦試同様班に分け、詩と文を一題課し、その回答を冊子にして教授が甲乙の二段階に分け評価した。博通試は、各子弟が研究した書籍を予め届け、試験当日教授がその書物の名教・道術および今日の事務に至るまで広範囲に質問し、受験生はその場で答筆する方式をとった。この試験は、生徒の学問の深淺および才能の利鈍を評価するためであった。以上の三試は才芸についての試験とその評価法であるが、経義試は実行を評価するための試験であるために、これらと試験方法も異り、觀察評価の方式を採った。即ち、毎月生徒の用意や言行等の動作・行動を忠愛の面を中心として記録し評価した。以上四科試は、毎月一六日に行い、成績を館中に掲示し、さらに記録簿を藩に提出させた。

藩学入学の生徒は、散生と韻生に分られた。その別は「其旁通文学斯為散生、韻修斯道此即韻生<sup>(4)</sup>」と、普通科生と専門科生に分けた。散生は、学籍簿への記名は必要なく自由に講席にでて勉強できた。また韻生は、学籍簿に登録され、隊伍を編成し欠席を申し出させた。

鳴鳳館における授業・教科書・試験・出欠席は以上の如くである。

鳴鳳館の学風は、「鳴鳳館学制」に「凡人斯館者達道芸養材徳、各供其職固母論焉、即揖讓謙損以修其身、節儉質素以治其家、敦厚樸実風被諸闔境、是又所以体我公尊意者已<sup>(5)</sup>」とある如く、忠孝を根幹とし、礼儀・廉恥を重視し、その上に質実の風および実学を重んじた。そして、学館の教育方針を「夫政府行政学覺行政、教猶政政猶教、自今以往庶明其教以佑其政、政教併合国家其振<sup>(6)</sup>」と、政教一致に求めている。以上のことは、石川謙氏が指摘するように、藩学の八五・三九パーセントが設立された江戸時代後期（宝暦〜慶応）になると、藩学教育の重点は江戸時代初期・中期の人間教養・人格陶冶と異なり、学力培養・知識技能の授与という実学的なものに変貌

しており、徳山藩の鳴鳳館もこれにもれなかった。

天明五年六月、課業に關することがあまりに繁雜であるとの理由から、左記の如く改正された。

覚

館中課業是迄之通ニ而は余り繁々ニ而下見等差聞有之趣申出有之候ニ付、以来左之通此外輪講試業等之義は見計を以治定可然候

一六之日 講課 二七之日 會読 三八之日 討論 四九之日 講釈

右何れも奇日昼偶日晚

五之日 五日廿五日詩會  
十五日 文會

右之通御心得可被成との御事

六月<sup>(卯)</sup>

第四表 鳴鳳館における課業日割表

学 科	日	講 課	會 読	討 論	講 釈	詩 會	文 會
	1	○					
	2		○				
	3			○			
	4				○		
	5					○	
	6	○					
	7		○				
	8			○			
	9				○		
	10						
	11	○					
	12		○				
	13			○			
	14				○		
○	15						
	16	○					
	17		○				
	18			○			
	19				○		
	20						
	21	○					
	22		○				
	23			○			
	24				○		
	25	○					
	26		○				
	27			○			
	28				○		
	29					○	
	30						
合 計		六	六	六	六	二	一
課 業 日							

〔補注〕

一、講課・會読・討論・講釈は奇数日を昼に、偶数日を晩に行つた。  
二、輪講・試業等は見計つて行われた。



第五表 鳴鳳館教授表

	氏名	職名	在職	期間	藩主名
初代学頭	本城紫巖	教授	天明5年(1785)2月24日	享和3年(1803)10月5日死 <sup>(免)</sup>	藩主名
		教授	天明5年2月24日	天明7年8月23日	
二代学頭	役 藍泉	詩文師	天明7年8月23日		就訓 (明和元～寛政9)
		教授	寛政5年(1793)5月27日	文化6年(1809)9月28日死	
	竹村正晋	助教	文化2年2月10日	文化7年12月24日	
		助教	文化7年12月24日	文化8年12月20日	
三代学頭	長沼采石	教授役座取計	文化10年7月28日	文政3年(1820)7月23日	広 鎮 (寛政9～天保8)
		教授	文政3年7月23日	天保5年(1834)7月14日死	
四代学頭	本城太華	助教	文政3年7月23日	天保14年12月1日	
		教授役座取計	天保5年7月16日	天保14年12月1日	
五代学頭	小川乾山	教導方	天保9年7月28日		元 蕃 (天保8～明治2)
		教授方取計	天保14年12月1日	嘉永3年(1850)9月17日	
	飯田竹稿	助教	天保14年11月1日		
教授役座取計		嘉永元年8月16日	嘉永5年12月15日		

(補注) 『徳山市史史料』下285頁による。

これを表にすると第四表の如くである。この表と第二表を比較しても判る如く大々的に簡略化されている。また、鳴鳳館の教授は第五表の如くである。この表から、鳴鳳館は創設と同時に本城紫巖・役藍泉の古文辞学を修めた学者を採用している。これは宗藩明倫館の学风にならい実学を尊重したことによる。殊に、筑前の亀井南冥の流れをくむ亀門学派が隆盛した。しかし、その後嘉永五年（一八五二）鳴鳳館が興讓館と改名された時に徂徠学を捨て朱子学をとった。

△註▽

- (1) 「学校雑録」。徳山市史編纂委員会編『徳山市史史料』下 二四二～二四四頁所収。
- (2) 註(1)同。前掲『徳山市史史料』下 二四二頁所収。
- (3) 註(1)同。前掲『徳山市史史料』下 二四三頁所収。
- (4) 註(1)同。前掲『徳山市史史料』下 二四四頁所収。
- (5) 註(1)同。前掲『徳山市史史料』下 二四四頁所収。
- (6) 註(5)同。
- (7) 註(1)同。前掲『徳山市史史料』下 二四四・二四五頁。
- (8) 『改訂史籍集覧』一七冊 八〇〇頁。
- (9) 註(3)同。
- (10) 註(1)同。前掲『徳山市史史料』下 二四五・二四六頁所収。
- (11) これは二席の誤りである。
- (12) 「鳴鳳館学制」。前掲『徳山市史史料』下 二一九頁所収。
- (13) 「徳山藩史稿」。前掲『徳山市史史料』下 二〇九頁所収。
- (14) 石川讓著『日本学校史の研究』（昭和五二年刊）二六二・二六三頁。
- (15) 高柳真三・石井良助編集『御触書天明集成』（昭和五一年刊）一頁。
- (16) 註(12)同。
- (17) 註(12)同。前掲『徳山市史史料』下 二二〇頁所収。

- (18) 註(12)同。 前掲『徳山市史史料』下 二二二頁所収。  
 (19) 註(12)同。 前掲『徳山市史史料』下 二二四頁所収。  
 (20) 註(12)同。 前掲『徳山市史史料』下 二二八頁所収。  
 (21) 註(20)同。  
 (22) 前掲『日本学校史の研究』二六四頁。  
 (23) 註(1)同。 前掲『徳山市史史料』下 二四六頁所収。

## おわりに

近世諸藩の総合大学ともいえる藩学は、諸藩の状況によりその創設が異なる。徳山藩においては、藩主就訓の好学、藩儒の進言が創設の契機となった。その根源は、元賢の設けた稽古場にある。

鳴鳳館の特色として、(一)多大な蔵書があったこと、(二)古文辞学(亀門学派)が隆盛したこと、(三)文武両道を教授し、特に文学において経義学にて実行を説き、その到達として博通学をおいたことなどがあげられる。しかし、萩明倫館の如く、教授陣等からも窺えるように大規模なものではなかった。

そして、創設の目的は、藩学創設以前に設けられた稽古場をより充実し、自衛戦力をつけること、藩士に礼儀・忠孝を身につけさせること、人材の育成により藩の経済を豊にすることがあげられる。

△付記▽ 本稿は、総合経済研究所昭和五七年度個人研究の一報告である。